

「第 4 次青森県障害者計画」の策定について

1 経緯

- (1) 「第 4 次青森県障害者計画」(案)は、障害者基本法に基づき、都道府県に策定が義務付けられている「都道府県障害者計画」として、本県の障害者の状況等を踏まえて策定する、障害者施策の推進に関する基本的な計画です。
- (2) 平成 25 年 3 月に策定した第 3 次青森県障害者計画(計画期間：平成 25 年度～令和 4 年度)が終期を迎えることに加え、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、読書バリアフリー法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定等新たな動きを踏まえ、次期計画(第 4 次青森県障害者計画)を策定するものです。

2 「第 4 次青森県障害者計画」(案)の概要

(1) 位置づけ

- ① 本県の障害者福祉施策を推進していく指針として、総合的・体系的に基本的考え方や方策をまとめます。
- ② 障害者基本法に定める都道府県障害者計画として位置づけ、本県の基本計画『「選ばれる青森」への挑戦』との整合性を図ります。

(2) 計画期間

令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間
(国の障害者施策の状況や社会情勢の変化に対応するため、概ね 5 年間で見直しを行います。)

(3) 現行計画の評価を踏まえた第 4 次計画策定の考え方

- ① 「障害・障害者への理解促進と共生」をはじめとした第 3 次青森県障害者計画で定めた 8 つの施策の柱については、着実に各施策に取り組んできたところです。
これらの施策については、継続性が求められることから、引き続き同じ柱立てにすることとします。
- ② 近年の災害事情を踏まえて防災対策の充実について記載します。
- ③ 医療的ケア児に対する支援について記載します。
- ④ 医療機器の発達により難聴児の早期発見が可能となった状況を踏まえ、難聴児に対する支援について記載します。

- ⑤ 自殺対策について追記し、ひきこもり対策について新たに記載します。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等対策において、どのように障害者に配慮していくかについて記載します。
- ⑦ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、読書バリアフリー法の制定を踏まえ、各法による取組の推進について記載します。
- ⑧ 意思疎通手段利用促進条例、手話言語条例による取組の推進について記載します。
- ⑨ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定を踏まえ、これによる取組の推進について記載します。

(4) 基本理念（仮）

上記（3）により盛り込む項目を踏まえると、共生社会の実現が、第3次青森県障害者計画に引き続いて一貫した共通の概念であることから、基本理念を以下のとおりとします。

（基本理念）

「住み慣れた地域で、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす」

[参考] 国の障害者基本計画（第5次）（案）抜粋

（本基本計画を通じて実現を目指すべき社会）（抜粋）

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」

県の基本計画『「選ばれる青森」への挑戦』抜粋

「障害者等が住み慣れた地域の中で安心して生活し、就労などを通じて社会参加できるよう、県民の障害者への理解の促進や、障害者自身だけでなく、障害者を支える家族等も含めた相談支援体制の充実を図ります。」

(5) 計画の点検・評価

県の附属機関である「青森県障害者施策推進協議会」において、内容や成果などについて点検・評価を行う等P D C Aサイクルを基本とし、各種施策の推進を図ります。